



新型コロナウイルスなどの感染症対策として

ご家庭でのマスク等の捨て方

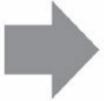


新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の「ごみの捨て方」に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。



ごみの捨て方

- ①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしばって封をしましょう。
- ②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。
- ③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- ・「ごみの捨て方」に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ・ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、「ごみの捨て方」を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。



環境省公式HP

シリーズ国営ほ場整備 ⑭

事業施行申請に入ります

国への事業施行申請を経て、令和3年1月に高知南国地区(15団地)の事業着工を予定しています。

事業着工後は団地ごとに工事・換地計画を作成していきます。地権者の皆様のご要望などを調整しながら、具体的に道路・水路の位置や区画形状、換地場所などを決めていき、最終的に全員の了承を得て工事に入ります。

団地によって時期に違いがありますが、順番に整備を進めていき、およそ10年間で全団地の事業完了を予定しています。

今後も皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。



■問い合わせ 農地整備課 ☎880-6586

環境課からののお知らせ

●7月の例

日	月	火	水	木	金	土
			1 (第1・水)	2 (第1・木)	3 (第1・金)	4 (第1・土)
5	6 (第1・月)	7 (第1・火)	8 (第2・水)	9 (第2・木)	10 (第2・金)	11 (第2・土)
12	13 (第2・月)	14 (第2・火)	15 (第3・水)	16 (第3・木)	17 (第3・金)	18 (第3・土)
19	20 (第3・月)	21 (第3・火)	22 (第4・水)	23 (第4・木)	24 (第4・金)	25 (第4・土)
26	27 (第4・月)	28 (第4・火)	29	30	31	

各ごみの収集日については「南国市の家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。最新版は「平成30年作成」です。市役所総合案内、各支所で配布しています。

第○・○曜日が、ご家庭のカレンダーでいつなのか分かりにくい場合は、右の表を参考にしてください。

海岸一斉清掃中止について

7月は海岸愛護月間ですが、今年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、海岸一斉清掃を実施しないことになりました。

野外焼却について

野焼きによる煙や悪臭の苦情が寄せられています。洗濯物に臭いが着くので干せない、部屋に煙が入ってくるので窓を開けられないという内容が多くを占めています。野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。ただし、風俗慣習や宗教上の行事、農業や漁業等を営むためにやむを得ないもの等(例えば小規模なたき火やどんど焼き、農地管理のための枯草の焼却など)は一部除外されています。

しかし、これらに該当する場合でも、火災の危険はもろること、煙や悪臭で近隣の苦情の原因になるような焼却は行わないようにしてください。やむを得ず焼却する場合でも、風向や時間帯を考慮し、短時間で焼却を終了し、生活環境に悪影響を及ぼさないようにしてください。

レジ袋有料化のお知らせ

プラスチックは、成形しやすく、軽くて丈夫であるため非常に便利な素材である一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの原因ともなっています。

このような状況を踏まえ、令和2年7月1日より、全国でレジ袋が有料になりました。皆さんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見直し、エコバックを持ち歩くなど、できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

オオキンケイギクの駆除にご協力ください

○オオキンケイギクは、北アメリカ原産のキク科の多年草で、鮮やかな黄色の花を咲かせますが、コスモスの花に似てきれいですが、日本の生態系に重大な影響を及ぼす恐れがある植物として、外来生物法による「特定外来生物」に指定されています。

○もし庭先にオオキンケイギクが生えている場合は、駆除をお願いします。

駆除・処分方法

- (1) オオキンケイギクを根から抜き取ります。(抜き取りが困難な場合は根元で刈り取ります。)
- (2) 抜き取ったオオキンケイギクを、種が飛び散らないように袋などに入れ、乾燥させるなどして、枯死させます。
- (3) 枯死したものは、可燃ごみとして、ごみステーションに出してください。
- (4) 開花期は5〜7月で、種ができてから刈り取り等の作業をすると、種をばらまく恐れがあります。花が咲く前か、咲いている間に駆除をお願いします。



※除草剤の使用に当たっては、他の植物への影響も懸念されるため、慎重に行ってください。

■問い合わせ/環境課 ☎880-6557